12月定例会の概要

緊急経済対策の補正予算など 審議された主な議案

12月定例会は、5日から16日までの12日間の会期で開催されました。

今定例会では、①有線放送施設条例 ②国民健康保険条例の一部改正 ③工業振興条例の一部改正 ④下水道条例の一部改正 ⑤8、759万3千円を追加する一般会計補正予算など17議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

また、人事案件2件については

◆人権擁護委員に
高森の　小林友子さん
を推薦することを適任としました。

◆八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議員に
高森の　小林　實さん
田端の　平出寛人さん
先達の　小林　賢さん
葛窪の　小林澄男さん
乙事の　三井静明さん
瀬沢新田の　雨宮邦彦さん
上蔦木の　雨宮良一さん
を選任することに同意しました。

条例

○有線放送施設条例

老朽化により町の有線放送電話は、平成22年3月31日をもって廃止されます。

告知放送の部分については、エルシーブイ・ケーブルテレビ回線を使用して、各家庭・事業所に受信機を設置して、現在の有線放送と同じ放送を行うことになることから、一ヶ月400円の使用料等を定めた条例を制定するものです。

○国民健康保険条例の一部改正

平成21年1月1日に産科医療補償制度が創設されることに伴い、この保険料分3万円を引き上げるものです。

ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合のみ対象となります。

これにより、現行35万円が38万円となります。

○工業振興条例の一部改正

工業者の用地の取得、施設の新設・増設・改善、人材育成のための助成措置の拡充を図るための改正で、次に該当する場合には、補助金が交付、固定資産税が免除されることとなります。

①町内の特定用地（富士見高原産業団地・富原工業団地を除く）に工場を設置する用地取得に対し、取得価格の30％以内、限度額500万円、平成20年4月1日から適用されます。

②富士見高原産業団地の用地取得に対し、取得価格の20％以内、限度額1企業1億円、平成20年12月1日から平成26年3月31日契約分まで適用されます。

③工業者が行う人材育成及び個人が行う就業を目的とする職業訓練等に対し、授業料の2分の1以内、平成21年4月1日から適用されます。

④固定資産税の3年間免除が、新たに富原工業団地にも適用となります。従来は「富士見高原産業団地」のみ。平成21年4月1日から適用されます。

○下水道条例の一部改正

一般会計からの繰入金を減らし、下水道事業の健全化を図るために、1立方メートル当り21円、平成21年5月徴収分から値上げとなります。

値上げの時期については、審議会で検討し、住民負担が少なくなる時期ということで、今回の改正となりました。

予算

○緊急経済対策以外の一般会計補正予算

①コミュニティ・プラザ2階へのオストメイト対応トイレ整備費工事として　88万円

②高齢者福祉計画策定の委託料として　114万5千円

③中学校統合に伴う交流事業補助金として　66万7千円

④国に認められた町債繰上償還金（借金の返済）として　969万5千円

など